

附則について

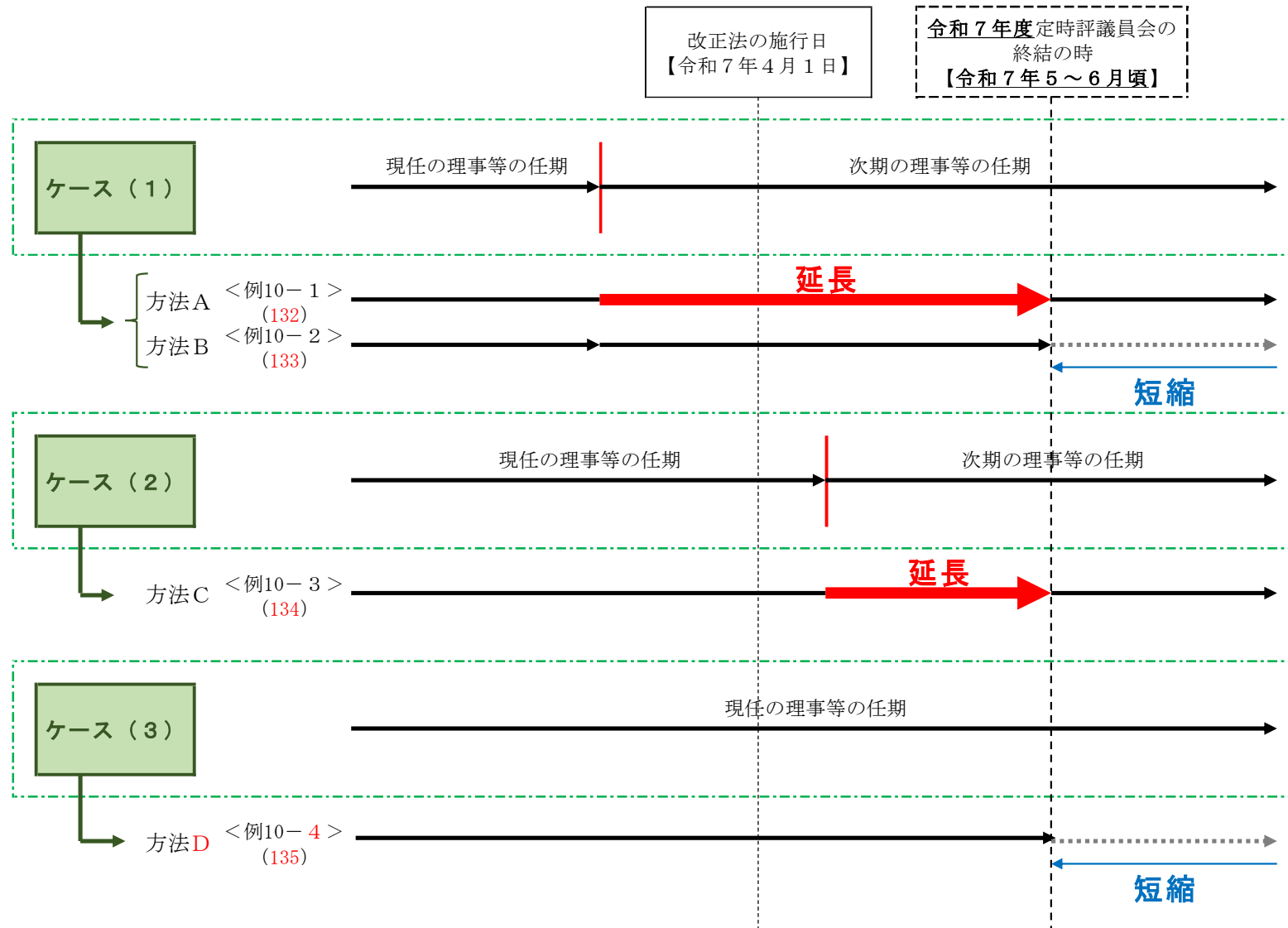
(説明事項)

- 既存の学校法人が改正私立学校法への対応した寄附行為の変更を行うことに伴い、附則の追記にあたっては、現任の理事等の任期が次に示すケースのうち該当するものを確認するとともに、改正法の施行日と次期の理事の任期等を踏まえ、適切に継続して理事等を設置できているかについて、注意する必要がある。
- 本資料では、下図に示すケース及び選択する任期の取扱方法ごとに、追記する附則の内容を例示する。

ケース	任期の取扱方法	追記する附則の内容（例示）	本作成例 ページ番号
<u>ケース（１）</u> 令和７年３月31日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース	<u>方法A</u> 現在の理事等の任期を、令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法	例10－１	132
	<u>方法B</u> 次期の理事等の任期を、令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する方法	例10－２	133
<u>ケース（２）</u> 令和７年４月１日から令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間現任の理事等の任期の終期が到来する場合	<u>方法C</u> 現在の理事等の任期を、令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法	例10－３	134
<u>ケース（３）</u> 令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来する場合	<u>方法D</u> 現在の理事等の任期を、令和７年度に開催される定時評議員会の終結の時まで短縮する方法（改正法が求める役員及び評議員の資格・構成を満たさないとき）	例10－４	135

- 「改正法が求める役員及び評議員の資格・構成」とは、改正法第31条に規定する「理事の資格及び構成」、第46条に規定する「監事の資格」及び第62条に規定する「評議員の資格及び構成」をいう。

＜ケース及び任期の取扱方法別イメージ図＞



※（ ）内の数字は、本作成例のページ番号を示す。

＜改正法（抄）＞

（理事の資格及び構成）

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
- 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
- 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - 一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）
 - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

（監事の資格）

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 第三十一条第一項各号に掲げる者
- 二 被解任役員
- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

（評議員の資格及び構成）

第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- 3 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれなければならない。
 - 一 当該学校法人の職員
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）
- 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。
- 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - 一 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。
 - 二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。
 - 三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。

＜例10－1：『現任の理事等の任期満了日』が令和7年3月31日以前である場合』のうち、「現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法」の場合（「ケース（1）」の「方法A」の場合）の附則の例＞

寄附行為作成例	備考
附 則 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、<u>次項の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u> 2 <u>令和△年△月△日に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する者の任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。</u> 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。 5 第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒<u>学生</u>の父母」と読み替える。	● □及び△の日付は、各学校法人が実現したい内容を踏まえて適切に設定すること。□及び△の日付は認可日以降とする必要がある。 ● 左記第4項は、前項（第3項）の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする経過措置の例。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上の場合に限り、第4項の直後に次のとおり経過措置の規定を追加すること。 5 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第32条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。 ➢ 収益事業を行う場合には、上記条文のうち「第32条」を「第33条」に変更すること。 ● 左記第5項については、私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がいない場合において、必要に応じて規定する。 ● 収益事業を行う場合には、「第31条」を「第32条」に変更すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上のときにおける経過措置の規定を追加するケースでは、左記の項番号を「6」とすること。

＜例10－2：『現任の理事等の任期満了日』が令和7年3月31日以前である場合』のうち、「次期の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する方法」の場合（「ケース（1）」の「方法B」の場合）の附則の例＞

寄附行為作成例	備考
附 則 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了する者の任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。 5 第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒^{学生}の父母」と読み替える。	● 左記第4項は、前項（第3項）の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする経過措置の例。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上の場合に限り、第4項の直後に次のとおり経過措置の規定を追加すること。 5 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第32条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。 ➤ 収益事業を行う場合には、上記条文のうち「第32条」を「第33条」に変更すること。 ● 左記第5項については、私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がいない場合において、必要に応じて規定する。 ● 収益事業を行う場合には、「第31条」を「第32条」に変更すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上のときにおける経過措置の規定を追加するケースでは、左記の項番号を「6」とすること。

＜例10－3：『現任の理事等の任期満了日』が、令和7年4月1日から『定時評議員会の終結の時』までである場合』のうち、「現在の理事等の任期を、令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する方法」の場合（「ケース（2）」の「方法C」の場合）の附則の例＞

寄附行為作成例	備考
附 則 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する者の任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。 5 第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒^{学生}の父母」と読み替える。	● 左記第4項は、前項（第3項）の理事又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする経過措置の例。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上の場合に限り、第4項の直後に次のとおり経過措置の規定を追加すること。 5 この寄附行為の施行の際現に在任する学校法人の評議員についての令和7年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第32条の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。 ➤ 収益事業を行う場合には、上記条文のうち「第32条」を「第33条」に変更すること。 ● 左記第5項については、私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がいない場合において、必要に応じて規定する。 ● 収益事業を行う場合には、「第31条」を「第32条」に変更すること。 ● 非課税措置の適用を受ける場合で評議員の定数が9人以上のときにおける経過措置の規定を追加するケースでは、左記の項番号を「6」とすること。

1 この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

理事（理事長）○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

理事 ○○○○

監事 ○○○○

監事 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

評議員 ○○○○

備考

- 設立当初の役員及び評議員は、記載必須事項であること。